

育
児
社
に
関
す
る
法
律
施
行
規
則
等
又
は
一
家
部
族
を
介
改
正
す
る
う
省
労
令
働
者
の

新
旧
対
照
条
文

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文・目次

○	第一条関係	一
○	第二条関係	四
○	第三条関係	五
○	第四条関係	三十七
○	第五条関係	四十二
○	第六条関係	四十三
○	第七条関係	四十四
○	第八条関係	四十五

一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する施行規則（平成三年労働省令第二十五号）（抄）
 （第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 育児休業（第四条―第二十条）</p> <p>第三章 介護休業（第二十一条―第二十九条の二）</p> <p>第三章の二 子の看護休暇（第三十条―第三十一条）</p> <p>第三章の三 時間外労働の制限（第三十一条の二―第三十一条の十）</p> <p>第三章の四 深夜業の制限（第三十一条の十一―第三十一条の二十）</p> <p>第四章 事業主が講ずべき措置（第三十二条―第三十四条の二）</p> <p>第五章 指定法人（第三十五条―第六十条）</p> <p>第六章 紛争の解決（第六十条の二）</p> <p>第七章 雑則（第六十一条―第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 指定法人</p> <p>（業務規程の記載事項）</p> <p>第四十二条 法第四十条第三項の業務規程に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十九条第一項第一号の相談その他の援助に関する事項</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号の給付金の支給に関する事項</p> <p>三 法第三十九条第一項第三号の相談、講習その他の援助に関する事項</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 育児休業（第四条―第二十条）</p> <p>第三章 介護休業（第二十一条―第二十九条の二）</p> <p>第三章の二 子の看護休暇（第三十条―第三十一条）</p> <p>第三章の三 時間外労働の制限（第三十一条の二―第三十一条の十）</p> <p>第三章の四 深夜業の制限（第三十一条の十一―第三十一条の二十）</p> <p>第四章 事業主が講ずべき措置（第三十二条―第三十四条の二）</p> <p>第五章 指定法人（第三十五条―第六十条）</p> <p>第六章 雑則（第六十一条―第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 指定法人</p> <p>（業務規程の記載事項）</p> <p>第四十二条 法第四十条第三項の業務規程に記載すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>一 法第三十九条第一項第一号の相談その他の援助に関する事項</p> <p>二 法第三十九条第一項第二号の給付金の支給に関する事項</p> <p>三 法第三十九条第一項第三号の相談、講習その他の援助に関する事項</p>

四 法第三十九条第一項第四号の対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な事業に関する事項

(事業計画書の記載事項)

第四十八条 法第四十三条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第三十九条第一項第一号の相談その他の援助に関する事項
- 二 法第三十九条第一項第二号の給付金の支給に関する事項
- 三 法第三十九条第一項第三号の相談、講習その他の援助に関する事項

- 四 法第三十九条第一項第四号の対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な事業に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、法第三十八条各号に掲げる業務に関する事項

第六章 紛争の解決

(準用)

第六十条の二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二号)第三条から第十二条までの規定は、法第五十二条の五第一項の調停の手續に

- 四 法第三十九条第一項第四号の再就職のための援助に関する事項
- 五 法第三十九条第一項第五号の研修に関する事項
- 六 法第三十九条第一項第六号の広報活動その他の業務に関する事項

七 法第三十九条第一項第七号の対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な事業に関する事項

(事業計画書の記載事項)

第四十八条 法第四十三条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第三十九条第一項第一号の相談その他の援助に関する事項
- 二 法第三十九条第一項第二号の給付金の支給に関する事項
- 三 法第三十九条第一項第三号の相談、講習その他の援助に関する事項

- 四 法第三十九条第一項第四号の再就職のための援助に関する事項
- 五 法第三十九条第一項第五号の研修に関する事項
- 六 法第三十九条第一項第六号の広報活動その他の業務に関する事項
- 七 法第三十九条第一項第七号の対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な事業に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、法第三十八条各号に掲げる業務に関する事項

ついて準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十二条の五第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項」と、「求められた者は、機会均等調停会議に出頭しなければならない。この場合において、当該出頭を求められた者は」とあるのは「求められた者は」と、同条第三項中「法第二十条第一項又は第二項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条第一項の」と、同令第九条中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は関係当事者」と同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第六十条の二において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第六十条の二において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十一条」と読み替えるものとする。

第七章 雑則

第六章 雑則

二 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年^{厚生省令第一号}）（抄）
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第一条関係） 一～四十一（略） 四十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に係る申請等 第十二条の五第一項の調停の申請及び第五十三条第四項の委託募集の届出 四十三～五十六（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～四十一（略） 四十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に係る申請等 第五十三条第四項の委託募集の届出 四十三～五十六（略）</p>

三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する施行規則（平成三年労働省令第二十五号）（抄）
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 育児休業（第四条―第二十条）</p> <p>第三章 介護休業（第二十一条―第二十九条の二）</p> <p>第四章 子の看護休暇（第二十九条の三―第三十条の三）</p> <p>第五章 介護休暇（第三十条の四―第三十条の七）</p> <p>第六章 所定外労働の制限（第三十条の八―第三十一条の二）</p> <p>第七章 時間外労働の制限（第三十一条の三―第三十一条の十）</p> <p>第八章 深夜業の制限（第三十一条の十一―第三十一条の二十）</p> <p>第九章 事業主が講ずべき措置（第三十二条―第三十四条の二）</p> <p>第十章 指定法人（第三十五条―第六十条）</p> <p>第十一章 紛争の解決（第六十条の二）</p> <p>第十二章 雑則（第六十一条―第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 育児休業</p> <p>（法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）</p> <p>第四条 法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第五条第一項の申出に係る子の親である配偶者（婚姻の届出</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 育児休業（第四条―第二十条）</p> <p>第三章 介護休業（第二十一条―第二十九条の二）</p> <p>第三章の二 子の看護休暇（第三十条―第三十一条）</p> <p>第三章の三 時間外労働の制限（第三十一条の二―第三十一条の十）</p> <p>第三章の四 深夜業の制限（第三十一条の十一―第三十一条の二十）</p> <p>第四章 事業主が講ずべき措置（第三十二条―第三十四条の二）</p> <p>第五章 指定法人（第三十五条―第六十条）</p> <p>第六章 紛争の解決（第六十条の二）</p> <p>第七章 雑則（第六十一条―第六十七条）</p> <p>附則</p> <p>第二章 育児休業</p> <p>（法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）</p> <p>第四条 法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第五条第一項の申出に係る子の親である配偶者（以下「配偶</p>

をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
以下同じ。)が死亡したとき。

五 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第一項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

六 婚姻の解消その他の事情により第四号に規定する配偶者が法第五条第一項の申出に係ること同居しないこととなったとき。

七 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

八 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな

第四条の二 (略)

二 常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ・ロ (略)

ハ 婚姻の解消その他の事情により常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている当該子の親である配偶者が法第五条第三項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

ニ (略)

(育児休業申出の方法等)

第五条 法第五条第四項の育児休業申出(以下「育児休業申出」という。)は、次に掲げる事項(法第五条第五項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。)を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

者」という。)が死亡したとき。

五 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第一項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

六 婚姻の解消その他の事情により配偶者が法第五条第一項の申出に係ること同居しないこととなったとき。

第四条の二 (略)

二 常態として法第五条第三項の申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ・ロ (略)

ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が法第五条第三項の申出に係る子と同居しないこととなったとき。

ニ (略)

(育児休業申出の方法等)

第五条 法第五条第四項の育児休業申出(以下「育児休業申出」という。)は、次に掲げる事項(法第五条第五項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項に限る。)を記載した育児休業申出書を事業主に提出することによって行わなければならない。

一〇八 (略)

九 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日（法第五条第一項第二号に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）において育児休業をしている労働者が法第五条第三項の申出をする場合にあっては、その事実

十・十一 (略)

十二 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

2 前項の申出及び第八項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第二号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた申出及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、育児休業申出がされたときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに通知しなければならない。

一 育児休業申出を受けた旨

二 育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあっては、当該事業主の指定する日）及び育児休業終了予定日

らない。

一〇八 (略)

九 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日（法第五条第一項第二号に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）において育児休業をしている労働者が法第五条第三項の申出をする場合にあっては、その事実

十・十一 (略)

三 育児休業申出を拒む場合には、その旨及びその理由

5 前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電子メールの送信の方法（当該労働者が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

6 前項第二号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信したときに、同項第三号の方法により行われた通知は、労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

7 事業主は、第一項の育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第七号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第五項に規定する場合は、この限りでない。

8 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、当該育児休業申出をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

2 事業主は、前項の育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第七号から第十一号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第五項に規定する場合は、この限りでない。

3 育児休業申出に係る子が当該育児休業申出がされた後に出生したときは、当該育児休業申出をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を書面で事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定める者）

第六条 法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

第六条 削除

(法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第七条 法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出があつた日から起算して一年（法第五条第三項の申出にあつては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかなる労働者
- 二 一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の労働者

(法第六条第三項の厚生労働省令で定める事由)

第九条 法第六条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になつたこと。
- 四 第二号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなつたこと。

五 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しく

一 職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び一週間の就業日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の者を含む。）であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

四 育児休業申出に係る子と同居している者であること。

(法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第七条 法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出があつた日から起算して一年（法第五条第三項の申出にあつては六月）以内に雇用関係が終了することが明らかなる労働者
- 二 一週間の所定労働日数が著しく少ないものとして厚生労働大臣が定める日数以下の労働者
- 三 育児休業申出に係る子の親であつて当該育児休業申出をする労働者又は当該労働者の配偶者のいずれでもない者であるものが前条各号のいずれにも該当する場合における当該労働者

(法第六条第三項の厚生労働省令で定める事由)

第九条 法第六条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になつたこと。
- 四 配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなつたこと。

は精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

六 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな

いとき。

(法第六条第三項の指定)

第十一条 法第六条第三項の指定は、育児休業開始予定日とされた日(その日が育児休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあつては、当該三日を経過する日)までに、育児休業開始予定日として指定する日を育児休業申出をした労働者に通知することによって行わなければならない。

2 第五条第五項及び第六項の規定は、前項の通知について準用する。

(育児休業開始予定日の変更の申出)

第十二条 法第七条第一項の育児休業開始予定日の変更の申出(以下この条及び第十四条において「変更申出」という。)は、次に掲げる事項を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一〜四 (略)

2 第五条第二項から第六項(第四項第三号を除く。)までの規定は、変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第七条第二項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、第一項の変更申出があつたときは、当該変更申出をした労働者に対して、同項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第六条第三項の指定)

第十一条 法第六条第三項の指定は、育児休業開始予定日とされた日(その日が育児休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあつては、当該三日を経過する日)までに、育児休業開始予定日として指定する日を記載した書面を育児休業申出をした労働者に交付することによって行わなければならない。

(育児休業開始予定日の変更の申出)

第十二条 法第七条第一項の育児休業開始予定日の変更の申出(以下この条及び第十四条において「変更申出」という。)は、次に掲げる事項を記載した変更申出書を事業主に提出することによって行わなければならない。

一〜四 (略)

2 事業主は、前項の変更申出があつたときは、当該変更申出をした労働者に対して、同項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(育児休業終了予定日の変更の申出)

第十六条 法第七条第三項の育児休業終了予定日の変更の申出（以下この条において「変更申出」という。）は、次に掲げる事項を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一 〽三 (略)

2 第五条第二項から第六項（第四項第三号を除く。）までの規定は、変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「育児休業開始予定日（法第六条第三項の規定により指定をする場合にあつては、当該事業主の指定する日）」とあるのは「育児休業開始予定日」と読み替えるものとする。

(育児休業申出の撤回)

第十七条 法第八条第一項の育児休業申出の撤回は、その旨及びその年月日を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

2 第五条第二項から第六項（第四項第二号及び第三号を除く。）までの規定は、前項の撤回について準用する。

(法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第十八条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- 一 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- 二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第一項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
- 三 婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が法第五条第一項の申出に係ること同居しないこととなったこと。
- 四 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しく

(育児休業終了予定日の変更の申出)

第十六条 法第七条第三項の育児休業終了予定日の変更の申出（以下この条において「変更申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した変更申出書を事業主に提出することによって行わなければならない。

一 〽三 (略)

(育児休業申出の撤回)

第十七条 法第八条第一項の育児休業申出の撤回は、その旨及びその年月日を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

(法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第十八条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

- 一 配偶者の死亡
- 二 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第五条第一項の申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。
- 三 婚姻の解消その他の事情により配偶者が法第五条第一項の申出に係ること同居しないこととなったこと。

は精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

五 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな

いとき。

(法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由)

第十九条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において労働者の配偶者が育児休業をしていないこと(当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。)

(法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由)

第二十條 前条の規定(第五号を除く。)は、法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例の読替え)

第二十條の二 法第九条の二第一項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

<p>法の規定中読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第五条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>前項(第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</p>
<p>第五条第四項</p>	<p>第一項</p>	<p>第一項(第九条の二第一</p>

(法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由)

第十九条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 四 (略)

(法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由)

第二十條 前条の規定は、法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第五項	第二項、第三項ただし書及び前項後段	第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項ただし書（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項後段（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第二項	前条第一項及び第三項	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	前条第三項	前条第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第四項	前項	前項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	前条第五項	前条第五項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七条第一項	第五条第一項	第五条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第九條第二項		第八條第二項		第八條第一項		第七條第二項	
前項	第五條第一項及び第三項	前項	同條第一項	前條第二項	第六條第三項	前條第三項	前條第三項
前項（次條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五條第一項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	同條第一項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前條第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六條第三項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前條第三項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前條第三項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十四条	第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項	第十二条第四項	第十二条第二項	第九条の三
第五条第三項	前条第一項及び第三項	第六条第一項ただし書及び第二項	前二項	前条第一項及び第三項
第五条第三項（第九条の	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第一項ただし書及び第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前条第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六條第一項ただし書及び第二項	第六條第一項ただし書及び第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五條第一項	第五條第一項（前條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五條第三項
第六條第一項ただし書及び第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六條第一項（前條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五條第三項（前條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）		

	第二十九条		第五十七條
	第二十七條まで	第十二條第二項、第十 六條の三第二項及び第 十六條の六第二項	第五條第二項、第十 六條の三第二項及び第 十六條の六第二項
<p>第二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p> <p>第二十三條まで、第二十四條（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十五條から第二十七條まで</p>	<p>第十二條第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六條の三第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六條の六第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第五條第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p> <p>第十二條第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十六條の三第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十六條の六第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>	<p>第三項、第七條第二項</p> <p>第三項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七條第二項（第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>

	第八条第二項	第八条第二項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
2	法第九条の二の規定に基づき労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第四条の二	第四条（見出しを含む。） 第五条第二項 第五条第一項 第九条第一項 前号に規定する 第四号 第五条第三項	第五条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 前号（第二十条の二第二項）の規定により読み替えて適用する場合を含む。 第四号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

	第五條第一項	第五條第四項	を含む。）
第五條第五項	第五條第四項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	一歳	第五條第五項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四條各号	一歳（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五條第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月）	第五條第三項	第四條各号（これらの規定を第二十條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
前條各号	第五條第三項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（法第五條第一項第二号に規定する一歳到達日をいう。）	前條各号（これらの規定を第二十條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の申出に係る第九條第一項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合に	（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の申出に係る第九條第一項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合に	（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の申出に係る第九條第一項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合に	（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項の申出に係る第九條第一項（法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳に達する日後である場合に

	第五条第七項	第五条第五項	第五条第四項	第五条第二項			
号まで	同項第七号から第十二号まで	前項	第六条第三項	前項	第十八条各号	第九条各号	
により読み替えて適用す	同項第七号から第十一号まで（これらの規定を第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する。）	前項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	前項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十八条第一号から第三号まで、第四号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第九条第一号から第四号まで、第五号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	あつては、当該育児休業終了予定日とされた日。

	第十二条第二項	第五條第二項から第四項(第三号を除く。)まで、第五項	第五條第二項(第二十條の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十二条第三項	第一項	第六條第三項	第六條第三項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十三条(見出しを含む。)	第七條第二項	第七條第二項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第七條第二項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十四条(見出しを含む。)	第七條第二項	第七條第二項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第七條第二項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第十五条	第五條第三項	第五條第三項(法第九條の二第一項の規定により	第五條第三項(法第九條の二第一項の規定により

	第十六条第二項	第五條第二項から第四項(第三号を除く。)まで、第五項	読み替えて適用する場合を含む。)
	第十七条第一項	第六條第三項 同条第四項第二号	第六條第三項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 同条第四項第二号(第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
	第十七条第二項	第八條第一項	第八條第一項(法第九條の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
前項	第五條第二項から第四項(第二号及び第三号を除く。)まで、第五項	第五條第二項(第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三項、第四項(第二号及び第三号を除く。)、第五項(第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	前項(第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

第十八条（見出しを含む。）	第八条第二項	第十八条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十九条	第五条第一項	第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十条	前条	前条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十二條第二項	第五条第二項から第六項まで 同条第四項第二号	第五条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六条 同条第四項第二号（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六條第三項	第六條第三項（法第九条の二第一項の規定により	第六條第三項（法第九条の二第一項の規定により

第三十条の七（見出しを含む。）	第三十条の六（見出しを含む。）	第三十条の三（見出しを含む。）	第三十条の二（見出しを含む。）	第二十八条	第二十七条	第二十五条第二項	第二十四条（見出しを含む。）	第二十三条（見出しを含む。）	
第十六条の六第二項	第十六条の六第二項	第十六条の三第二項	第十六条の三第二項	第十七条	第十六条	第十一条第二項	第十二条第二項	第十二条第二項	
第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十六条の六第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十六条の三第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十七条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十六条（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十一条第二項（第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	読み替えて適用する場合を含む。）

により読み替えて適用する
場合を含む。）

（法第十一条第二項第二号口の厚生労働省令で定めるもの）

第二十一条の二 法第十一条第二項第二号口の厚生労働省令で定めるものは、第三十四条第三項各号に掲げる措置であつて事業主が法第十一条第二項第二号口の厚生労働省令で定めるものとして措置を講ずる旨及び当該措置の初日を当該措置の対象となる労働者に明示したものとす。

（介護休業申出の方法等）

第二十二条 介護休業申出は、次に掲げる事項（法第十一条第四項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第六号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによつて行わなければならない。

一〇八 （略）

2 第五条第二項から第六項までの規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六条第三項」とあるのは「第十二条第三項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、第一項の介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出をした労働者に対して、同項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第十一条第四項に規定する場合は、この限りでない。

（法第十二条第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第二十三条 法第十二条第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

（法第十一条第二項第二号口の厚生労働省令で定めるもの）

第二十一条の二 法第十一条第二項第二号口の厚生労働省令で定めるものは、第三十四条第二項各号に掲げる措置であつて事業主が法第十一条第二項第二号口の厚生労働省令で定めるものとして措置を講ずる旨及び当該措置の初日を当該措置の対象となる労働者に明示したものとす。

（介護休業申出の方法等）

第二十二条 介護休業申出は、次に掲げる事項（法第十一条第四項に規定する場合にあつては、第一号、第二号及び第六号に掲げる事項に限る。）を記載した介護休業申出書を事業主に提出することによつて行わなければならない。

一〇八 （略）

2 事業主は、前項の介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出をした労働者に対して、同項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第十一条第四項に規定する場合は、この限りでない。

（法第十二条第二項において準用する法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第二十三条 法第十二条第二項において準用する法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第十二条第三項の指定)

第二十五条 法第十二条第三項の指定は、介護休業開始予定日とされた日(その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあっては、当該三日を経過する日)までに、介護休業開始予定日として指定する日を介護休業申出をした労働者に通知することによって行わなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の指定について準用する。

第四章 子の看護休暇

(法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話)

第二十九条の三 法第十六条の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

(子の看護休暇の申出の方法等)

第三十条 法第十六条の二第一項の規定による申出(以下この条及び第三十条の三において「看護休暇申出」という。)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

一 三 (略)

四 看護休暇申出に係る子が負傷し、若しくは疾病にかかっている事実又は前条に定める世話を行う旨

2 (略)

(法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

一・二 (略)

(法第十二条第三項の指定)

第二十五条 法第十二条第三項の指定は、介護休業開始予定日とされた日(その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあっては、当該三日を経過する日)までに、介護休業開始予定日として指定する日を記載した書面を介護休業申出した労働者に交付することによって行わなければならない。

第三章の二 子の看護休暇

(子の看護休暇の申出の方法等)

第三十条 法第十六条の二第一項の規定による申出(以下この条において「看護休暇申出」という。)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

一 三 (略)

四 看護休暇申出に係る子が負傷し、又は疾病にかかっている事実

2 (略)

(法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第三十条の二 法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、第七条第二号の労働者とする。

第三十条の三 (略)

第五章 介護休暇

(法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話)

第三十条の四 法第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

- 一 対象家族の介護
- 二 対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族に必要な世話

(介護休暇の申出の方法等)

第三十条の五 法第十六条の五第一項の規定による申出(以下この条及び第三十条の七において「介護休暇申出」という。)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによつて、行わなければならない。

- 一 介護休暇申出をする労働者の氏名
- 二 介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 三 介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第一号の労働者が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- 四 介護休暇を取得する年月日
- 五 介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

2 事業主は、介護休暇申出があつたときは、当該介護休暇申出をした労働者に対して、前項第二号、第三号及び第五号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第三十条の二 法第十六条の三第二項において準用する法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、第七条第二号の労働者とする。

第三十一条 (略)

(法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の六 法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、第七条第二号の労働者とする。

(法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の場合の手續等)

第三十条の七 法第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定により、事業主が労働者からの介護休暇申出を拒む場合における必要な手續その他の事項は、同項ただし書の協定の定めるところによる。

第六章 所定外労働の制限

(法第十六条の八第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の八 法第十六条の八第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

(法第十六条の八第一項の規定による請求の方法等)

第三十条の九 請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一 請求の年月日

二 請求をする労働者の氏名

三 請求に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄(請求に係る子が当該請求の際に出生していない場合にあつては、当該請求に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄)

四 請求に係る制限期間(法第十六条の八第二項の制限期間をいう。以下この章において同じ。)の初日及び末日とする日

五 請求に係る子が養子である場合にあっては、当該養子縁組の効力が生じた日

2 前項の請求及び第五項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第二号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生又は養子縁組の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

5 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第十六条の八第三項の厚生労働省令で定める事由）

第三十一条 法第十六条の八第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 請求に係る子の死亡

二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し

三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求

をした労働者と当該子とが同居しないこととなったこと。

四 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

(法第十六条の八第四項第一号の厚生労働省令で定める事由)

第三十一条の二 前条の規定は、法第十六条の八第四項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第七章 時間外労働の制限

第三十一条の二 削除

(法第十七条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第三十一条の三 法第十七条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

第三章の三 時間外労働の制限

(法第十七条第一項第二号の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の二 法第十七条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 職業に就いていない者（育児休業その他の休業により就業していない者及び一週間の就業日数が二日以下の者を含む。）であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により法第十七条第一項の規定による請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

三 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しない者でないこと。

(法第十七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の三 法第十七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 一週間の所定労働日数が二日以下の労働者
二 請求に係る子の親であつて当該請求をする労働者又は当該労働

者の配偶者のいずれでもない者であるものが前条各号のいずれにも該当する場合における当該労働者

(法第十七条第一項の規定による請求の方法等)

第三十一条の四 請求は、次に掲げる事項を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

一 五 (略)

六 第三十一条の二の者がいない事実及び第三十一条の三第二号の労働者に該当していない事実

- 2 前項の請求及び第五項の通知は、次のいずれかの方法(第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。)によって行わなければならない。
 - 一 書面を提出する方法
 - 二 ファクシミリを利用して送信する方法
 - 三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法(労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)
- 3 前項第二号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。
- 4 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生又は養子縁組の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。
- 5 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

2 事業主は、前項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

3 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に書面で通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証

明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第三十一条の七 第三十一条の三の規定は、法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

(法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項の規定による請求の方法等)

第三十一条の八 法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法(労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

4 前項第二号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、同項第三号から第五号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の七 第三十一条の三第一号の規定は、法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項第三号の厚生労働省令で定める者について準用する。

(法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項の規定による請求の方法等)

第三十一条の八 法第十八条第一項において準用する法第十七条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法(労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

4 前項第二号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

事業主は、前項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、同項第三号から第五号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第八章 深夜業の制限

(法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの)

第三十一条の十二 法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第十九条第一項の規定による請求の方法等)

第三十一条の十三 法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一〇六 (略)

2 前項の請求及び第五項の通知は、次のいずれかの方法(第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限り。)によって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法(労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

3 前項第二号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた請求及び通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

5 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求

第三章の四 深夜業の制限

(法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

第三十一条の十二 法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(法第十九条第一項の規定による請求の方法等)

第三十一条の十三 法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

一〇六 (略)

2 事業主は、前項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に対して、当該請求に係る子の妊娠、出生若しくは養子縁組の事実又は同項第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

3 請求に係る子が当該請求がされた後に出生したときは、当該請求

求をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第二十条第一項において準用する方第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの）

第三十一条の十七 第三十一条の十二の規定は、法第二十条第一項において準用する方第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

（法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

第三十一条の十八 法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一（七）（略）

2 前項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電気通信回線を通じて事業主の使用に係る通信端末機器に送信する方法（労働者及び事業主が当該送信する情報を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3 前項第二号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をした労働者

をした労働者は、速やかに、当該子の氏名、生年月日及び当該労働者との続柄を書面で事業主に通知しなければならない。この場合において、事業主は、当該労働者に対して、当該子の出生の事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

（法第二十条第一項において準用する方第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定める者）

第三十一条の十七 第三十一条の十二の規定は、法第二十条第一項において準用する方第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

（法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求の方法等）

第三十一条の十八 法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載した書面を事業主に提出することによって行わなければならない。

一（七）（略）

2 事業主は、前項の請求があつたときは、当該請求をした労働者に

に対して、同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第九章 事業主が講ずべき措置

(法第二十三条第一項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの)

第三十三条の二 法第二十三条第一項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が六時間以下の労働者とする。

(法第二十三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第三十三条の三 法第二十三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

(法第二十三条の措置)

第三十四条 法第二十三条第一項に規定する所定労働時間の短縮措置は、一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

対して、同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

第四章 事業主が講ずべき措置

(法第二十三条の措置)

第三十四条 法第二十三条第一項に規定する勤務時間の短縮等の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

- 一 法第二十三条第一項の労働者（以下この項において「労働者」という。）であつて当該勤務に就くことを希望するものに適用される短時間勤務の制度を設けること。
- 二 当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次に掲げるいずれかの制度を設けること。
 - イ 労働基準法第三十二条の三の規定による労働時間の制度
 - ロ 一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度
 - 三 所定労働時間を超えて労働しないことを希望する労働者について所定労働時間を超えて労働させない制度を設けること。
- 四 労働者の三歳に満たない子に係る託児施設の設置運営その他こ

2 法第二十三条第二項に規定する始業時刻変更等の措置は、当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一 労働基準法第三十二条の三の規定による労働時間の制度を設けること。

二 一日の所定労働時間を変更することなく始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げの制度を設けること。

三 労働者の三歳に満たない子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

3 法第二十三条第三項の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一 法第二十三条第三項の労働者（以下この項において「労働者」という。）であつて当該勤務に就くことを希望するものに適用される所定労働時間の短縮の制度を設けること。

二 当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される前項第一号又は第二号に掲げるいずれかの制度を設けること。

三 (略)

第十章 指定法人

第十一章 紛争の解決

第十二章 雑則

れに準ずる便宜の供与を行うこと。

2 法第二十三条第二項の措置は、次の各号に掲げるいずれかの方法により講じなければならない。

一 法第二十三条第二項の労働者（以下この項において「労働者」という。）であつて当該勤務に就くことを希望するものに適用される短時間勤務の制度を設けること。

二 当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される前項第二号イ又はロに掲げるいずれかの制度を設けること。

三 (略)

第五章 指定法人

第六章 紛争の解決

第七章 雑則

四 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）（抄）
（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出）</p> <p>第十四条の二 事業主は、その雇用する被保険者（法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者（以下「高年齢継続被保険者」という。））、法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者を除く。以下この条から第十四条の四までにおいて同じ。）が法第六十一条の四第一項（同条第六項において読み替えて適用する場合を含む。第一百一条の十三及び第一百一条の十六において同じ。）又は第六十一条の六第一項に規定する休業を開始したときは、当該休業を開始した日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書（様式第十号の二。以下「休業開始時賃金証明書」という。）に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p> <p>254 （略）</p> <p>（被保険者の育児又は介護のための休業又は所定労働時間短縮の開始時の賃金の届出）</p> <p>第十四条の四 事業主は、その雇用する被保険者がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業若しくは対象家族（法第六十一条の六第一項に規定する対象家族をいう。第三十五条を除き、以下同じ。）を介護するための休業をした場合又はその雇用する被保険者のうちその小学校就学の始期に達するまでの子を養育す</p>	<p>（被保険者の育児休業又は介護休業開始時の賃金の届出）</p> <p>第十四条の二 事業主は、その雇用する被保険者（法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者（以下「高年齢継続被保険者」という。））、法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（以下「短期雇用特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者を除く。以下この条から第十四条の四までにおいて同じ。）が法第六十一条の四第一項又は第六十一条の六第一項に規定する休業を開始したときは、当該休業を開始した日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書（様式第十号の二。以下「休業開始時賃金証明書」という。）に労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日前の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。</p> <p>254 （略）</p> <p>（被保険者の育児又は介護のための休業又は勤務時間短縮の開始時の賃金の届出）</p> <p>第十四条の四 事業主は、その雇用する被保険者がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業若しくは対象家族（法第六十一条の六第一項に規定する対象家族をいう。第三十五条を除き、以下同じ。）を介護するための休業をした場合又はその雇用する被保険者のうちその小学校就学の始期に達するまでの子を養育す</p>

る被保険者若しくは対象家族を介護する被保険者に関して所定労働時間の短縮を行った場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条第三項に規定する特定理由離職者又は法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）として受給資格の決定を受けることとなるときは、当該被保険者が当該離職したことにより被保険者でなくなつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書（様式第十号の二。以下「休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」という。）に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第五条に規定する育児休業申出書、同令第二十二条に規定する介護休業申出書（第一百一条の十九第一項において「介護休業申出書」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二十三条第一項又は第三項に規定する申出に係る書類その他の育児休業、介護休業又は育児若しくは家族介護に係る所定労働時間短縮（以下この項において「休業等」という。）を行つたことの実及び休業等を行つた期間並びに当該休業等を開始した日前の賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 (略)

3 公共職業安定所長は、第一項の規定により休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出を受けたときは、当該休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書に基づいて作成した雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明票（様式第十号の三）を当該被保険者に交付しなければならない。

4 (略)

（法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める場合）

る被保険者若しくは対象家族を介護する被保険者に関して勤務時間の短縮を行った場合であつて、当該被保険者が離職し、法第十三条第三項に規定する特定理由離職者又は法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）として受給資格の決定を受けることとなるときは、当該被保険者が当該離職したことにより被保険者でなくなつた日の翌日から起算して十日以内に、雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書（様式第十号の二。以下「休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書」という。）に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第五条に規定する育児休業申出書、同令第二十二条に規定する介護休業申出書（第一百一条の十九第一項において「介護休業申出書」という。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第二十三条第一項又は第二項に規定する申出に係る書類その他の育児休業、介護休業又は育児若しくは家族介護に係る勤務時間短縮（以下この項において「休業等」という。）を行つたことの実及び休業等を行つた期間並びに当該休業等を開始した日前の賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2 (略)

3 公共職業安定所長は、第一項の規定により休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書の提出を受けたときは、当該休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書に基づいて作成した雇用保険被保険者休業・勤務時間短縮開始時賃金証明票（様式第十号の三）を当該被保険者に交付しなければならない。

4 (略)

（法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める場合）

第一百一条の十一の二 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

一 (略)

二 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この款において同じ。)であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
イ、ニ (略)

(同一の子について配偶者が休業をする場合の特例)

第一百一条の十一の三 法第六十一条の四第六項の規定の適用を受ける場合における前二条の規定の適用については、第一百一条の十一第一項中「した場合に、支給する。」とあるのは「した場合(当該休業をすることとする一の期間の初日(以下この条において「休業開始予定日」という。)日が、当該休業に係る子の一歳に達する日の翌日後である場合又は当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がしている法第六十一条の四第一項に規定する休業に係る休業をする期間の初日前である場合を除く。)に、支給する。ただし、休業することとする一の期間の末日とされた日が当該休業開始予定日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該休業に係る子の出生した日から当該子の一歳に達する日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生した日以後当該被保険者が労働基準法第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した日数と当該子について法第六十一条の四第一項に規定する休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後においては、この限りでない。」と、同項第三号ロ及びハ中「一歳」とあるのは「一歳二か月」と、前条中「一歳に達する日」とあるのは「一歳に達する日(休業終了予定日とされ

第一百一条の十一の二 法第六十一条の四第一項の厚生労働省令で定める場合は次のとおりとする。

一 (略)

二 常態として育児休業の申出に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

イ、ニ (略)

た日が当該子の一歳に達する日後である場合にあつては、当該休業終了予定日とされた日」とする。

(公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用)

第百一条の十一の四 前二条の規定の適用については、被保険者の配偶者が国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第三条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第二項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。））において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求に係る育児休業は、それぞれ法第六十条の四第一項に規定する休業とみなす。

(育児休業給付金の支給申請手続)

第百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五の二）をもつて代えることができる。第二項及び第三項並びに第百一条の十五の規定により読み替えて適用される第百一条の八において同じ。）に休業開始時賃金証明票、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第百一条の十一第一項（第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。）の休業に係る子があることの事実、被保険者が雇用されていること、当該休業終了後の雇用の継続の予定（期間を定めて雇用される者に限る。）、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第百一条の十一の二各号（第百一条の十一の三において読み替えて適用する場合を含む。）のいずれ

(育児休業給付金の支給申請手続)

第百一条の十三 被保険者は、初めて育児休業給付金の支給を受けようとするときは、育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五。ただし、公共職業安定所長が必要があると認めるときは、育児休業給付金支給申請書（様式第三十三号の五の二）をもつて代えることができる。第二項及び第三項並びに第百一条の十五の規定により読み替えて適用される第百一条の八において同じ。）に休業開始時賃金証明票、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条の母子健康手帳、労働者名簿、賃金台帳その他の第百一条の十一第一項の休業に係る子があることの事実、被保険者が雇用されていること、当該休業終了後の雇用の継続の予定（期間を定めて雇用される者に限る。）、賃金の支払状況及び賃金の額並びに第百一条の十一の二各号のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に該当することを証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安

かに該当する場合にあつては当該各号に該当すること並びに法第六十一条の四第六項の規定により読み替えて適用する法第六十一条の四第一項の規定により子の一歳に達する日の翌日以後の日に休業をする場合にあつては、当該育児休業の申出に係る休業開始予定日とされた日が当該被保険者の配偶者がしている休業に係る休業期間の初日以後である事実を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

2
5
8 (略)

一定所の長に提出しなければならない。

2
5
8 (略)

五 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）（抄）
（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出） 第二十六条の二 法第四十三条の二第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の二に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となった日数</p> <p>四 （略）</p>	<p>（育児休業等を終了した際の報酬月額変更の届出） 第二十六条の二 法第四十三条の二第一項に該当する被保険者の報酬月額に関する法第四十八条の規定による届出は、速やかに、第三十八条の二に規定する申出書に次に掲げる事項を記載した届書を社会保険事務所長等又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者であるときは、第三種被保険者に該当することの有無及び厚生年金保険の従前の標準報酬月額を付記しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該被保険者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業、同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項に規定する育児休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日の翌日が属する月以後三月間の各月の報酬の額及び当該各月における報酬支払の基礎となった日数</p> <p>四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第十九条第一項の申出）</p> <p>第十条 法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日</p>	<p>（法第十九条第一項の申出）</p> <p>第十条 法第十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を船舶所有者を経由して機構に提出することによって行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日</p>

改正案	現行
<p>（法第二十三条の二第一項の申出等）</p> <p>第十條 法第二十三条の二第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第三十八条の二の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第二十三条の二第一項の申出等）</p> <p>第十條 法第二十三条の二第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、社会保険事務所長等に提出することによつて行うものとする。この場合において、被保険者が同時に協会の管掌する健康保険の被保険者であることにより、健康保険法施行規則第三十八条の二の規定によつて申出書を提出するときは、これに併記して行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した日</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六条の二 事業主は、令第十八条の規定によりその例によることとされている法第二十三条の二第一項の規定に該当する加入員について、すみやかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を基金に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同法第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した年月日</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>第十六条の二 事業主は、令第十八条の規定によりその例によることとされている法第二十三条の二第一項の規定に該当する加入員について、すみやかに、次の各号に掲げる書類を記載した届書正副三通を基金に提出しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を終了した年月日</p> <p>四・五 （略）</p>

